

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
里山を活かした産業の活性化と雇用の拡大
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
熊本県下益城郡美里町
- 3 地域再生計画の区域
熊本県下益城郡美里町の全域

4 地域再生計画の目標

美里町は熊本県のほぼ中央に位置しており、総面積 144.03km²のうち森林が 75%を占める中山間地域で、西部地域に一部平坦地がみられるが、概して宅地や農地は少なく、町を東西に横切る国道 218 号線に点在している。また、南部地域には標高 1,000m 級の山岳が連なっている。人口は平成 17 年国勢調査で 12,254 人と昭和 35 年と比較すると 45 年間で 42.9%減少している。就業人口も人口減少と相似しながら、平成 17 年と昭和 35 年を比較すると、39.7%減少している。

昭和 35 年の就業構造は、第一産業 69.5%、第二次産業 9.6%、第三次産業 20.9%であったが、平成 17 年には、第一産業 18.1%、第二次産業 30.0%、第三次産業 51.9%と第一産業が大きく落ち込んでいることがわかる。全産業の事業所数 510 社を労働力人口 6,041 人で割ると 0.08 社／一人となり、本町の雇用体制が脆弱であり、雇用先が町外にあることを示唆しており、地場産業の拡大が喫緊の課題である。平成 21 年度の労働局宇城所管内の有効求人倍率は 0.27 と全国や熊本県内でも厳しい地域といえる。

さらに、65 歳以上の高齢化率は平成 17 年で 35.9%と高く、特に山間地域の集落では今後さらに進行することが予測され、その対応は、地場産業の拡大とともに重要な課題となっている。

こうした課題を解決するために、本町では、地域雇用創造推進事業を活用して、里山を活かした産業の活性化と雇用の拡大に取り組むことで、50 人の新規雇用を創出し、活気あふれる地域社会の再生を目指す。

【目標数値】新規雇用者数

平成 22 年度	0 人	(常雇 0 人、常雇以外 0 人、創業者 0 人)
平成 23 年度	23 人	(常雇 15 人、常雇以外 6 人、創業者 2 人)
平成 24 年度	27 人	(常雇 15 人、常雇以外 10 人、創業者 2 人)
合 計	50 人	(常雇 30 人、常雇以外 16 人、創業者 4 人)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

基幹産業である農林業とそれを活かす商工業を発展させるため、付加価値の高い新規作物を導入するとともに、地域雇用創造推進事業を活用し、専門的なセミナーを開催し、多種の農産物を活かした特産品の開発や商工業との連携も含めて製造販売までを行う6次産業を展開する。さらに、石橋という特徴的な地域資源、豊かな自然環境を活かしたイベント立案を行う人材育成や、高齢化社会への対策として、自立した地域社会の構築を目指すセミナー等を開催し、産業や地域の活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取組

地域雇用創造推進事業【B0902】

①雇用拡大メニュー

ア 新規創業、新分野進出支援事業

商工会の事業で実施した特産品の開発にあたり、多くの意欲ある事業者が出てきている。また、グリーンツーリズムによる観光開発に取り組む意欲をもつNPOもいる。しかし、新分野進出の意欲はあっても、実際の企業の課題解決については知識が不足している。また、農業を経営的視点からみることも重要である。そこで、経営革新塾や財務管理等のセミナーを実施して、事業拡大を支援し、雇用機会の拡大を図る。

②人材育成メニュー

ア 新規導入作物の栽培技術向上事業

本町では、2年前から将来のブランド化を視野に入れた新たなかぼちゃ(くりゆたか)に取り組んでいる。このかぼちゃは糖度が15度と高く、競争力は高いが、その栽培技術は簡単ではない。現時点では、全てが高価格の商品とはなっておらず、技術指導を望む農家は多い。そこで、本町はJAと連携して農家の要望に応えるべく、技術指導を行う。これにより、生産量が増えた農家が法人化を進め、雇用の場が創出され、新規就農者の増加に繋がる。さらにくりゆたかの生産量が増えることで、加工品の販売増や販路拡大にも繋がり、加工施設等への雇用創出を図る。

イ 加工産業分野の人材育成事業

本町では、良質の米を活かしたどぶろくを製造する予定である。また、多種の野菜や果樹を原材料とする加工品開発に関する町民意識は高い。

よって、どぶろくを含む多様な加工品の開発・製造・販売や競争力の高い商品とするためのパッケージに関するセミナーを実施する。これらのセミナーによって加工産業分野の人材育成を図ることで、関連施設への雇用拡大を図る。

ウ 着地型観光をサポートする人材育成事業

本町における既存の観光施設を訪れる観光客数は、軒並み減少している。しかし、有望な観光資源といわれ続けている石橋群に関しては、未だ手がつけられていない。また、豊かな自然を活かした観光についても、まだ多くのメニューを抱えるには至っていない。そこで、グリーンツーリズムに基づく多様な観光メニューを企画立案する人材を育成するセミナーを行うことで、観光事業拡大を図り、本町の観光施設等への雇用を創出する。

エ ソーシャルビジネスの人材育成事業

本町の高齢化率は高く、今後、特に山間地集落では顕著となる。いわゆる限界集落の増加であるが、その自立には少額であっても収入を得る経済的基盤が必要となる。そこで、高齢者が栽培した山菜の販売や、現在社会実験中である宅配事業についても事業の可能性を十分に検討する必要がある。よって、ソーシャルビジネスに関するセミナーを開催し、社会的課題の解決に取り組む人材育成を行い、新たな産業・雇用を創出する。

オ 能力開発事業

就職するにあたって、ITの基礎技術は不可欠である。そこで、基本である「ワード」と「エクセル」の知識を得ることとする。また、インターネットの活用やホームページ作成技術を高めることも雇用につながる。さらに、現在、人気のあるクラフトの技術を習得することで地域の雑貨店等への雇用創出を図る。

③就職促進メニュー

ア 就職促進事業

ホームページを作成し、求職者に対して求人情報や研修会等の情報を発信する。また地場企業と求職者を一同に会した就職説明会を開催することや「相談コーナー」を常設して求職者に親身に就職相談にのることで、雇用機会の拡大を図る。

5-3-2 基本方針に基づく支援措置によらない取組 該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成24年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

年度毎に中間評価を行い、事業を利用した企業数、求職者数、起業化した法人数、新規の雇用人数を検証し、期待された成果に対する達成度合い及び実施過程の効率化などについて改善見直しを行う。事業評価としては、事業によってもたらせた住民への成果等について検証し、施策の改善、見直しや新たな施策の展開に反映させる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし